平成２５年（フ）第１３４号
茨城県結城市大字大木357番地３
債務者　遠井　正行
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３９号
茨城県筑西市関本下1777番地７
債務者　坂井ちか子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４０号
茨城県筑西市横塚1364番地８
債務者　仁平　健市
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４８号
茨城県下妻市坂本新田15番地１　レオネクスト友愛208号
債務者　横須賀健二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５５号
茨城県古河市東本町２丁目４番９号　クレスト関口601号
債務者　田村　公恵
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５６号
茨城県結城市新福寺１丁目10番地11
債務者　山中千賀子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４９号
千葉県長生郡長生村宮成2562番地５
債務者　石井　祐也
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
岐阜県関市山田383番地３
債務者　池田　健司
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
岐阜県羽島郡岐南町野中６丁目84番地の１　レジデンス伏見１　106号室
債務者　廣本　光美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
静岡県菊川市川上337番地の６
債務者　鈴木麻衣子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
静岡県菊川市下平川6321番地　シュトラーセＡ―103
債務者　松浦　広幸
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
静岡県菊川市牛渕2168番地の６
債務者　村田　勝巳
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第６００号
名古屋市中川区供米田２丁目2006番地　プレイスシティ202号、従前の住所愛知県小牧市大字間々403番地１
債務者　鴻巣　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７１号
愛知県瀬戸市汗干町75番地の２　ビレッジ汗干109
債務者　佐藤　嘉市
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６５号
名古屋市東区東桜２丁目３番10号　妙本寺ビル305号
債務者　坂本　洋祈
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２０３号
愛知県春日井市上条町３丁目67番地２　セントラルハイツ103号
債務者　渡部　秀男
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１５号
愛知県春日井市上条町１丁目75番地　エトワール上条105号
債務者　濱嶋　　毅
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部